

【基本方針 10】

【子どもたちの規範意識、生徒指導をめぐる現状と課題】

○ 規範意識

子どもたちの規範意識や他者とのコミュニケーション能力の低下、社会への関心の低さが指摘されています。規範意識は、小学校から年齢が上がるにつれて低下する傾向にあり、全国との状況と比較すると、大阪の子どもたちの規範意識は、小・中学校とも若干下回っています。

○ 生徒指導上の現状と課題

平成 19 年度問題行動調査によると、暴力行為^{*58}の発生件数は、中学校で大幅に増加しています。いじめ^{*59}の認知件数は、平成 18 年度は、いじめの定義が変更されたこともあり、全校種で大きく増加しましたが、平成 19 年度は小・中学校で減少しました。不登校児童生徒は全校種で減少しているものの、中・高校は、全国的には高水準で推移しています。（政令市を含む。）

いずれの項目においても、小学校 6 年生から中学校 1 年生にかけての増加が著しくなっており、校種間連携を含め、生徒指導上の課題を総合的に捉え、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制の充実が必要です。

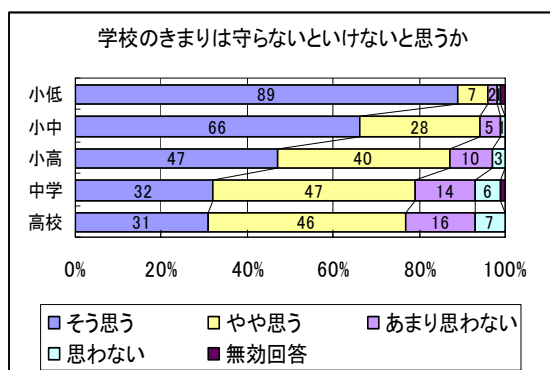
これまで、専門家等を活用した取組みとして、すべての中学校にスクールカウンセラー^{*60}を配置するとともに、府立高校の拠点校に、スクールカウンセリング・スーパーバイザー^{*61}を配置し、児童生徒、保護者、教職員からの相談に応じています。

さらに、インターネットや携帯電話の普及による新たな課題に対しても、子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、子どもたち自身の問題解決力の育成などに取り組むことも重要です。

○ 今日の課題

裁判員制度^{*62}の実施を間近に控え、法を取り巻く環境にも大きな変化が生まれている状況の中、法や司法制度及びこれらの基礎にある価値について理解し、法的な考え方を身に付けるための法教育の推進、高度情報化社会の進展に伴う情報の影の部分への対応も含めた情報教育の推進や、環境保護や地球温暖化への対応等、環境教育の充実など、今日の課題に対して、子どもたちが正しい知識を得て自ら考えることが求められています。

《子どもたちの規範意識》



※平成 17 年度大阪府豊かな体験活動に関する調査（大阪府教育委員会）

《暴力行為・いじめ・不登校の推移》

	暴力行為		いじめ		不登校	
	H18	H19	H18	H19	H18	H19
小学校	442	411	1,622	1,163	1,610	1,579
中学校	4,144	5,295	1,937	1,872	7,469	7,236
高校	695	652	206	216	5,037	4,593

（政令市を含む）

※平成 19 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

【基本方針 10】

責任を持って行動できる大人に育てます

安心して学べる、落ち着いた学習環境を醸成するとともに、子どもたちが自ら規律やルールを守り、学ぶ態度を支えるための生徒指導を充実させます。

また、現在、社会で生起している諸問題に対して、的確に対応できる教育を推進します。

(重点項目 34) 生徒指導の充実

- ◇ 子どもたちの規範意識の向上、自己指導能力の育成をめざし、**子どもたち自らの自主的、主体的な活動の創造や充実**に努めます。
- ◇ **学校のきまりや指導基準を明確化**し、周知することにより、**毅然とした指導と機動的・組織的な指導体制の充実**を図ります。
- ◇ **教職員と外部人材の協働**による日常支援と緊急支援の機能を活用した**生徒指導・支援を充実**します。
- ◇ 校種間の円滑な接続のため、ケース会議^{*63}等を活用し、**小・中学校、関係機関等との連携ネットワークによる生徒指導を推進**します。
- ◇ **インターネットや携帯電話**の普及による新たな生徒指導上の課題に対し、子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、**子どもたち自身の問題解決力を育成**するとともに**家庭・地域・関係機関と連携した具体的な取組みを推進**します。
- ◇ **携帯電話の校内への持ち込み禁止（小・中学校）及び校内での原則使用禁止（府立学校）**をはじめ、学校の指導方針を明確にするとともに、子どもたちの携帯電話の所持に伴う危険性への対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを図ります。
- ◇ **あいさつや感謝する気持ち**など、学校生活や社会生活における**ルールやマナー等を身に付けさせる取組み**を進めます。
- ◇ **家庭との連携**を図り、保護者の責任のもと、家庭内における**子どものしつけ、ルールを守る心などの醸成**を図ります。

(重点項目 35) 今日的な課題に対応した教育の推進

- ◇ **環境問題**に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題を解決する能力を養います。
- ◇ 子どもたちが、情報に接する場合のルールや規律を守る**情報モラル**を身に付け、コンピュータ等の**情報手段を適切かつ主体的・積極的に活用できる学習活動を充実**します。
- ◇ 子どもたちが、**法やルールの背景にある価値観、法的なものの考え方を主体的、体験的に学ぶ機会**を増やします。
- ◇ 子どもたちの「**自立する力**」と「**社会とかかわる力**」をはぐくむために、学習指導要領の改訂等も踏まえ、関係団体・部局と連携して、消費者教育、金融経済教育等を推進します。